

建設工事の入札参加及び施工における注意事項について

所 沢 市

このことについて、次の事項を遵守すること。

1 法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、建設業法等の法令を遵守するとともに所沢市契約規則、所沢市建設工事一般競争入札運用基準、建設工事請負契約約款、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）、所沢市競争入札参加者心得、公告又は指名通知の記載事項、入札等に関する注意事項及び現場を熟知のうえ、入札しなければならない。また、電子入札（インターネットを利用して入札を行うものをいう。）については、前記のほか所沢市電子入札運用基準を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第22条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、すべての事業場で週40時間制に全面的に移行しており、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めなければならない。
- (5) 市が発注する建設工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく埼玉県の単価表等により積算していることから、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

※ 埼玉県労務単価の詳細は、埼玉県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

2 最低制限価格について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、工事のダンピング受注を防止するとともに、公共工事の品質の確保を促進するため、最低制限価格未満の価格をもって入札した場合は、失格（契約を結ばない）の扱いとする。

※令和7年10月より、当市の建設工事（総合評価方式による工事を除く。）に係るダンピング対策が低入札価格調査制度から最低制限価格制度に変わりました。

- ・詳細については、所沢市ホームページ「建設工事のダンピング対策について」をご覧ください。
- ・総合評価方式による工事は、性質上、最低制限価格を設定することができないため、従来どおり低入札価格調査制度を適用します。

3 社会保険等への加入及び法定福利費の確保について

- (1) 建設業における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入について
建設工事に係る競争入札の参加条件及び入札参加者名簿登載の必要条件として「社会保険等に加入していること」とする。
- (2) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入に関する下請指導について
社会保険等への加入については、必要な措置をとるよう努めるとともに、下請業者に対しても同様の対応を行うよう指導すること。

※ 詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html

- (3) 社会保険等未加入業者との一次下請契約の原則禁止について
社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止とし、契約を違反した場合は罰則（工事成績評定点の減点及び入札参加停止措置）を適用する。ただし、工事の施工が困難となる場合やその他の特別の事情があると発注者が認める場合は、発注者の指定する期間内に当該下請業者が社会保険等に加入することなどを条件に下請契約を認める。
- (4) 法定福利費を明示した内訳書の提出について

公平で健全な競争環境を構築するため、建設業の社会保険等未加入対策の一環として、契約を締結するにあたり、落札業者に決定後速やかに、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した内訳書を提出しなければならない。

下請業者との下請契約を行う場合は、標準見積書（各専門工事業団体において法定福利費を適切に見積書で明示するために作成した見積書の雛形）等により法定福利費を内訳

明示した見積書の活用によって、法定福利費相当額を適切に含んだ額による下請契約に努めるとともに、下請業者に対しても同様の対応を行うよう指導すること。

※ 詳細については、所沢市ホームページ「建設業の社会保険加入および法定福利費の確保について」及び、国土交通省のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html

<http://www.mlit.go.jp/common/000992999.pdf>

4 前払金及び中間前払金の適正使用について

前払金及び中間前払金については、その充当できる経費が定められていることからこれを遵守すること。また、建設工事において下請契約を締結した場合においては、前払金及び中間前払金制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに前金払するよう努めること。

5 下請業者への発注について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (2) 請負った建設工事を一括して他人に請負わせてはならない。
- (3) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めるものとする。
- (4) 下請契約の金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともにその写しを工事担当課に提出しなければならない。さらに、施工体制台帳を作成した場合は、工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。
- (5) 下請代金が適正に支払われなければ、下請業者の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねないことから、工事の適正な施工と下請業者の利益保護を目的とした、下請代金についての建設業法の規定（第24条の3）を遵守し、下請代金の支払いについて適正に行うこと。

6 労働災害の防止等について

労働災害の防止対策に当たっては、工事現場の統括管理を基本とし、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、自主的な安全衛生活動を活性化することにより、工事現場における安全衛生水準のさらなる向上を図ること。

工事の施工に当たっては、安全衛生管理体制の整備を行うと共に、工事用機械設備に係る安全性の確保、適正な方法による作業の実施等に特段の注意をはらうものとする。

7 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たって、工事資材等の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければならない。

8 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は埼玉県の粒子状物質排出基準を満たしたディーゼル車としなければならない。

9 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用してはならない。また、県による使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じなければならない。

10 建設業退職金共済制度（建退共）への加入等について

(1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。

また、証紙の購入に当たっては、できる限り工事ごとに必要な枚数を購入するものとする。

(2) 1件当たりの請負代金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した『建設業退職金共済証紙購入状況報告

書』を契約締結後 1 か月以内に発注者へ提出しなければならない。

- (3) (2)に該当する者は、請け負った工事が完成したときは、請負業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、『建設業退職金共済証紙貼付実績報告書』により発注者へ提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度を説明するとともに、本制度の促進に努めなければならない。
- (5) 工事請負契約締結後は、勤労者退職金共済機構の支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図るものとする。

※ 詳細については、所沢市ホームページ「[建設業退職金共済証紙の購入状況及び貼付実績の確認について](#)」をご覧ください。

11 現場代理人及び技術者の適正な配置について

【現場代理人】

- (1) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場に常駐し、その運営、取締りなど工事の施工に関する一切の事項（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領等を除く。）を処理するものとする。
- (2) 前項でいう「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけではなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に駐在していることを意味するため、原則として現場代理人は別の工事と掛持ちをしてはならない。ただし、現場代理人の常駐規定の緩和及び現場代理人の兼務が認められる工事については、その限りではない。
- (3) 現場代理人には工事現場に常駐することが求められるため、営業所の専任技術者を現場代理人とすることはできない。ついては、一般競争入札については建設業許可申請書添付書類の全ての営業所及び業種の「専任技術者証明書の写し」又は「専任技術者一覧表の写し」を提出しなければならない。

※ 詳細については、所沢市ホームページ「[現場代理人の取扱いについて](#)」をご覧ください。

【主任技術者等】

- (1) 1 件の請負代金額が 4, 5 0 0 万円（建築一式の場合は 9, 0 0 0 万円）以上の建

設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。

※ 専任の主任技術者が兼務できる工事については、所沢市ホームページ「建設工事における技術者の専任に関する取扱い」をご覧ください。

(2) 工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置しなければならない。ただし、建設業法第26条第3項第2号に定める監理技術者補佐をそれぞれの工事現場に専任で置くときは、当該監理技術者（専任特例2号）は2件まで兼務することができる。なお、監理技術者は工事に従事するときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。

(3) 専任の主任技術者、専任の監理技術者、専任特例監理技術者及び監理技術者補佐の選任の際には、その者が当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。また、その恒常的な雇用関係の確認を求められたときは、恒常的な雇用関係を証明できる書類を提示すること。

※ 詳細については、所沢市ホームページ「現場代理人の取扱いについて」をご覧ください。

【現場代理人、主任技術者等の兼務について】

現場代理人、主任（監理）技術者、営業所の専任技術者の兼務については、次の「現場代理人及び主任技術者等兼務一覧表」をご覧ください。

現場代理人及び主任技術者等兼務一覧表

所沢市建設工事における 現場代理人、主任（監理）技術者、営業所の専任技術者の兼務一覧

R7.2.1～○:兼務可 △:条件を満たせば兼務可 ×:兼務不可

		専任を必要としない工事(※1)							専任を必要とする工事(※2)						
		現場代理人	主任技術者	監理技術者	専任特例監理技術者	監理技術者補佐	営業所の専任技術者	連絡員	現場代理人	主任技術者	監理技術者	専任特例監理技術者	監理技術者補佐	営業所の専任技術者	連絡員
同一工事	現場代理人		○				×			○	○	×	○	×	
	主任技術者	○					△※3		○					△※11	
	監理技術者								○					△※11	
	専任特例監理技術者								×					×	
	監理技術者補佐								○					×	
	営業所の専任技術者	×	△※3						×	△※11	△※11	×	×		
別工事	専任を必要としない工事(※1)	現場代理人	△※4、6	△※4、6					△※4、5、10	△※4、5、10	△※4、5、10	×	×		△※4、5、10、12
		主任技術者	△※4、6	○					△※4、5、10	△※7又は8	△※8	×	×		×
		監理技術者													×
		専任特例監理技術者													×
		監理技術者補佐													×
		連絡員							△※4、5、10、12	×	×	×	×		△※12
	専任を必要とする工事(※2)	現場代理人	△※4、5、10	△※4、5、10				△※4、5、10、12	△※4、5、10	△※4、5、10	△※4、5、10	×	×		△※4、5、10、12
		主任技術者	△※4、5、10	△※7又は8				×	△※4、5、10	△※7又は8	△※8	×	×		×
		監理技術者	△※4、5、10	△※8				×	△※4、5、10	△※8	△※8	×	×		×
		専任特例監理技術者	×	×				×	×	×	×	△※9	×		×
		監理技術者補佐	×	×				×	×	×	×	×	×		×
		連絡員	△※4、5、10、12	×				△※12	△※4、5、10、12	×	×	×	×		△※12

- ・「※」印の条件が複数ある場合は「又は」の条件の他は、全てを満たす必要があります。
- ・低入札価格調査の対象となった工事の現場代理人は、他工事の現場代理人、監理技術者等、監理技術者補佐及び連絡員を兼務することはできません。

- ※1 請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満で、主任（監理）技術者の配置に専任を必要としない工事のこと。
- ※2 請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上で、主任（監理）技術者の配置に専任を必要とする工事のこと。
- ※3 工事現場に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に、工事現場と営業所が近接し、常時連絡が取れる状態である場合。
- ※4 現場代理人に就く工事が低入札価格調査の対象となっていないこと。
- ※5 以下の(1)又は(2)に該当する場合
- (1) 常駐を要しない期間。
- (2) 以下の(i)～(iii)のいずれかの条件を満たす場合。
- (i) 次の条件をすべて満たす2つの工事

- ア 所沢市（上下水道局、市民医療センター含む）、国又は地方公共団体発注の工事。
ただし、国又は地方公共団体発注の工事については、当該工事の発注者が兼務を認めた場合に限る。
 - イ 発注時点において現場代理人の兼務が認められている工事、又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により兼務が認められた工事。
 - ウ 兼務する両工事が所沢市内において行われること。
 - エ 主任技術者を専任で配置する必要のない工事（建設業法第26条第3項に該当しない工事）。
- (ii) (i)以外の場合でも、次の条件をすべて満たす2つの工事**
- ア 所沢市（上下水道局、市民医療センター含む）、国又は地方公共団体発注の工事。
ただし、国又は地方公共団体発注の工事については、当該工事の発注者が兼務を認めた場合に限る。
 - イ 発注時点において現場代理人の兼務が認められている工事、又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により兼務が認められた工事。
 - ウ 兼務する両工事が所沢市内において行われること。
 - エ 「所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」に基づき、両工事において同一の主任技術者の兼務が認められた工事。
又は「所沢市専任特例監理技術者等の配置に関する要領」第5条の要件により、監理技術者等の兼務が認められた工事。（専任特例1号）
- (iii) 一方の工事は(i)に該当し、他方の工事については(ii)に該当する2つの工事**
- ※両工事において同一の監理技術者等の兼務が認められること。
- ※6 兼務する工事が国又は地方公共団体発注で、両工事の現場が所沢市内で行われ、現場代理人に就く工事において発注時点又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により現場代理人の兼務が認められた工事であること。
 - ※7 「所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」により、主任技術者の兼務が認められた工事。
 - ※8 「所沢市専任特例監理技術者等の配置に関する要領」第5条の要件により、監理技術者等の兼務が認められた工事。（専任特例1号）
 - ※9 「所沢市専任特例監理技術者等の配置に関する要領」第6条の要件により、監理技術者等の兼務が認められた工事。（専任特例2号）
 - ※10 兼務する両工事の監理技術者等が同一（＝兼務）であること。
 - ※11 建設業法第26条の5に該当する場合
 - ※12 同一工事内での監理技術者等と連絡員の兼務は不可。

12 コリンズへの登録について

受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。ただし、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

13 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出について

一定の公共工事を発注者から直接請負おうとする場合は、『経営事項審査』を受けることが義務付けられていることから、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受け、その結果通知書の写しを速やかに契約課に提出しなければならない。

14 暴力団等から不当介入等を受けた場合の報告について

市が発注した建設工事の契約の履行に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入や妨害等を受けた場合、その旨を市長に報告しなければならない。

15 障害を理由とする差別の解消の推進について

工事の施工等に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定、内閣府）に基づき、合理的な配慮の提供に努めること。

16 地域住民等への配慮について

工事の施工等に当たっては、事前に地域住民等への説明や協議等を行うなど、地域住民等の安心・安全に向けて、十分に配慮,するよう努めること。

17 その他

所沢市が環境配慮に取り組んでいることを踏まえ、工事の施工等に当たっては、環境に配慮するよう努めること。